

1 主な取組
<p><b>1 子どもの権利の普及啓発と学習支援</b> [子ども総合プラン第1章1]</p> <p>子どもや大人に対して、子どもの権利の普及を図るため、広報あおもりや市ホームページ等を活用し、広報活動を実施するとともに、小・中学校での子どもの権利に関する出前講座の実施やP T Aなどの研修会への講師派遣を行い、子どもの権利に関する学習機会の充実を図ります。</p> <p>子どもの権利について、全ての児童生徒の理解を深めるため、「青森市子どもの権利条例」を分かりやすくした教材を活用し、指導します。</p> <p>「青森市子どもの権利条例」に定める「青森市子どもの権利の日」（11月20日）において、この日にふさわしい活動として、子どもと大人がともに子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供します。</p>

目標とする指標	指標の説明	単位	現状値	R3年度実績値	R4年度実績値	R5年度目標値	達成状況
「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数	・小・中学校P T Aや家庭教育学級等での講座回数 (大人対象) ・小・中学校の児童生徒への講座回数 (子ども対象)	回	5 (H26年度)	6	12	20	60.0%

2 令和4年度の取組状況
<p><b>1 子どもの権利の普及啓発と学習支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利条例普及啓発リーフレットの配付：1回 (R3：1回)</li> <li>ねぶた祭での子どもの権利普及啓発活動：1回 ※R3年度はコロナの影響により中止</li> <li>青森市子ども会議フォーラムの開催：1回 (R3：1回)</li> <li>子どもの権利に関するパネル展の開催：2回 (R3：2回)</li> <li>Instagram投稿による市のP R活動</li> <li>子どもの権利擁護委員による子どもの権利に関する出前講座の実施：12回 (R3：6回)</li> <li>子どもの権利について適切に学び理解するための取組として、教育委員会と連携し「青森市子どもの権利の日」に合わせ、市内小・中学校において子どもの権利の理解を深める活動を実施</li> </ul>

3 令和5年度の取組と今後の課題等
<p><b>1 子どもの権利の普及啓発と学習支援</b></p> <p>《令和5年度の取組》</p> <p>子ども自身の子どもの権利を大切にす意識向上を図るため、教育委員会と連携して、市内小・中学校において子どもの権利の理解を深める学習活動を実施します。</p> <p>また、学校・家庭・地域・関係機関等の大人が子どもの権利を学習する機会を充実させるため、小・中学校長会や家庭教育学級説明会等に対する子どもの権利及び出前講座の周知活動を行うほか、子どもの権利に関するイベントの周知についても、更なる周知の方法を検討し、来場者数の増加を目指します。</p> <p>《課題等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利に関する出前講座の実施回数は、基準値（5回）に対し、R4年度実績値は12回と概ね順調に増加しており、「子どもの権利」は市民に着実に浸透してきていることがうかがえます。</li> <li>今回のプラン見直しに伴い、子どもの権利の認知度について、アンケート調査を実施することとしており、その結果等を踏まえつつ、今後の取組について議論していく必要があります。（H27年度に実施したアンケート調査では、子どもの権利条例に対する理解度は、乳幼児の保護者は10.9%、小学生の保護者は23.4%）</li> </ul>

1 主な取組	
1	<b>思いやりの心の醸成</b> 〔子ども総合プラン第3章5〕 児童館を拠点として親子及び世代間交流を行う母親クラブや、保育所等での世代間交流事業を支援します。また、子どもが参加できるボランティア活動を推進します。
2	<b>子どもの体験活動の充実</b> 〔子ども総合プラン第3章5〕 自然体験や科学的な体験、異文化交流体験など、様々な子どもの体験活動の充実を図るほか、子どもの体験活動を支援する青森市子ども会育成連絡協議会に対する支援に取り組みます。
3	<b>子どもの居場所づくり</b> 〔子ども総合プラン第3章5〕 児童館、学校施設、市民センター、公民館、福祉館、認定こども園・幼稚園・保育所などを効果的に活用し、子どもの居場所づくりを推進するほか、放課後子ども総合プランの推進などに取り組みます。
4	<b>子どもの自主的な活動の促進</b> 〔子ども総合プラン第3章5〕 子どもが自らのことを考え、交流・創造する機会を創出できるよう、子ども自身によるネットワークづくりを検討するほか、子どもの活動を支援する指導者、ボランティアの育成・確保に努めます。
5	<b>子どもの読書活動の推進</b> 〔子ども総合プラン第3章5〕 児童館や放課後児童会など、身近な場所でのおはなし会や読み聞かせの実施による読書機会の推進、館外貸出、司書派遣による読書環境の整備・充実を図ります。
6	<b>子どもの意見表明・参加の促進</b> 〔子ども総合プラン第1章2〕 子どもに関わる施策の推進に直接子どもが参加できるよう「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」などで子どもに関する施策を審議する際に、「青森市子ども会議」の参加を促すなど、活動の場を増やします。

2 令和4年度の取組状況	
1	<b>思いやりの心の醸成</b> ・母親クラブへの運営補助 クラブ数:15 (R3:15) 会員数:759人 (R3:793人) 参加者数:5,929人 (R3:5,281人) ・老人福祉施設の訪問などの交流事業を実施した保育所等:31箇所 (R3:31箇所) ・体験ボランティア登録者数(高校生以下):72人 (R3:200人)
2	<b>子どもの体験活動の充実</b> ・外国語指導助手等による学校訪問:2,982回 (R3:2,184回) ・少年ものづくり・科学体験事業 ものづくり教室参加者数:180人 (R3:146人) サイエンス教室参加者数:90人 (R3:103人) ・グローバル人材育成事業参加児童数:20人 (R3:22人)
3	<b>子どもの居場所づくり</b> ・保育所:50施設 (R3:50施設) 認定こども園:49施設 (R3:49施設) 幼稚園:12施設 (R3:12施設) 地域型保育事業所:9施設 (R3:9施設) ・児童館等:21箇所 (R3:21箇所) 利用者数:143,492人 (R3:143,492人) ・市民センター講座(小学生対象)参加者数:延べ4,921人 (R3:延べ3,222人) ・放課後児童会を設置した小学校区数:36小学校区 (R3:37小学校区) 51箇所 (R3:51箇所)
4	<b>子どもの自主的な活動の促進</b> ・地域の子どもの会活動の充実を図るため青森市子ども会育成連絡協議会への活動支援を実施 ・スポーツ推進委員による各種スポーツに関する指導・助言活動回数:313回 (R3:338回) ・青森市子ども会議:小学生11名〔新規8、継続3〕中学生:6名〔新規2、継続4〕高校生:9名〔新規2、継続7〕(R3:小学生5名〔新規4、継続1〕中学生:4名〔新規0、継続4〕高校生:12名〔新規1、継続11〕)
5	<b>子どもの読書活動の推進</b> ・放課後児童会におけるおはなし会・読み聞かせ実施回数:51回 (R3:51回) ・図書館司書・ボランティアによるおはなし会・読み聞かせ参加者数:165人 (R3:46人) ・移動図書館巡回数:41箇所、133回 (R3:41箇所、116回) ・司書による小学校の授業支援(読書啓発、調べ学習の支援)の実施校数:24校 (R3:24校) ・読書ボランティアとの協働によるおはなし会の実施校数:14校 ※R3年度はコロナの影響により中止
6	<b>子どもの意見表明・参加の促進</b> ・子ども会議委員による子どもの権利の保障に関する行動計画のフォローアップに対する市への意見提案:1回 (R3:1回) ・子ども会議委員による子ども会議フォーラムにおける市への意見提案:1回 (R3:1回) ・子ども会議委員による子ども会議活動報告会の開催:1回 (R3:1回) ・Instagram投稿による市のPR活動 ・他都市とのオンライン交流:3回 (R3:2回) ・子どもの権利に関するトークイベント:1回 ※R3年度から実施

目標とする指標	指標の説明	単位	現状値	R3年度実績値	R4年度実績値	R5年度目標値	達成状況
児童館利用者数	子どもの活動機会の充実のため、様々な活動を行っている児童館の利用者数	人	214,482 (H29年度)	143,492	135,147	214,482	63.0%
青森市子ども会議委員の意見表明回数	子どもの意見を表明する場である「青森市子ども会議」の表明機会のイベント等実施回数	回	3 (H29年度)	5	8	4	目標値達成

3 令和5年度の取組と今後の課題等	
1	<b>思いやりの心の醸成</b> 《令和5年度の取組》 思いやりの心の醸成のため、母親クラブや保育所等による世代間・異年齢児童の交流を支援するほか、子どもの体験ボランティア活動の推進に取り組みます。 《課題等》 ・子どもたちの体験・活動・交流の機会を提供するため、地域における児童福祉の向上を図る活動を行う母親クラブの活動を支援するほか、活動に参加する会員数を増やすため、母親クラブの活動内容について周知を図る必要があります。
2	<b>子どもの体験活動の充実</b> 《令和5年度の取組》 子どもにとって、創造性豊かで柔軟な思考を育む機会や、国際化に対応できるグローバルな人材を育成するための体験は非常に貴重なものであることから、多様な体験活動を実施します。 《課題等》 ・子どもたちのニーズに沿った工作や実験を体験できる場の充実に努める必要があります。 ・小学校では、小学校中学年から「外国語活動」が、小学校高学年からは「外国語科」を実施していることから、外国語指導助手の適切な配置、教育委員会が主催する学校訪問での指導や英会話教室の開催により、小学校教員の指導力向上を図るっていく必要があります。また、小・中学校の授業においては、外国語指導助手を複数名派遣する機会を増やし、英語を使った会話や発表する場など、英語に触れる機会を増やす必要があります。さらには、学校以外の活動においてもより多くの子どもたちが外国の文化や言語に直接触れる機会の提供が必要です。
3	<b>子どもの居場所づくり</b> 《令和5年度の取組》 保育所等における世代間交流・異年齢児童交流を実施するほか、子どもの居場所の確保に向け、放課後児童会や児童館の充実に努めます。 《課題等》 ・国では、令和3年12月21日閣議決定「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえ、「子どもの居場所づくりに関する指針(仮称)」を閣議決定しこれを強力に推進していくとしており、本市においても、国の指針を踏まえ、子どもの居場所づくりについて議論していく必要があります。
4	<b>子どもの自主的な活動の促進</b> 《令和5年度の取組》 地域の子どもの会活動や子ども会議での活動を通じ、子ども自身の主体的な活動の推進を図るとともに、子ども会の育成者や子どもの運動を支援するスポーツ推進委員等、子どもの活動を支える人材の確保・スキルアップに取り組みます。 《課題等》 ・各種スポーツに関する指導、助言を行うスポーツ推進委員についての市民の認知度が低いことから、スポーツ推進委員が十分に活用されていない状況であるため、スポーツ推進委員の活動を広く周知する必要があります。
5	<b>子どもの読書活動の推進</b> 《令和5年度の取組》 市民図書館をはじめ児童館・市民センター・保育所等でのおはなし会や読み聞かせの実施及び絵本の特別貸出等により子どもの読書活動を推進するとともに、移動図書館による巡回や図書館司書による授業支援等、読書環境の充実に取り組みます。 《課題等》 ・保護者に対して子どもの読書の大切さを認識してもらうための読書啓発活動を実施するとともに、認定こども園・幼稚園・保育所などにおけるおはなし会の開催を継続するなど、子どもたちが乳幼児期から本に触れる機会の提供に取り組む必要があります。また、引き続き読書ボランティア養成講習会修了者の協力を得て、地域での読書ボランティア活動を支援する必要があります。 ・一人でも多くの子どもが読書に親しめるよう、学校図書館における図書資料の充実や読書時間の確保など、読書活動の推進が必要です。
6	<b>子どもの意見表明・参加の促進</b> 《令和5年度の取組》 子どもの自主性を尊重し、主体的に意見を表明できる機会を確保するため、市への意見提案を行う「子ども会議フォーラム」や1年間の成果を発表する「活動報告会」の開催のほか、他都市とのオンライン交流やInstagram投稿による市のPR活動を実施します。 《課題等》 ・青森市子ども会議の子どもの意見表明する機会のイベント等実施回数は、R4年度実績値が8回と、目標値4回を上回っています。

1 主な取組	
1	<p><b>乳幼児期の教育・保育の充実</b> [子ども総合プラン第2章2]            青森市子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、待機児童の発生防止のため、教育・保育の量の見込みに対応した提供体制を確保します。また、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修を実施するなど、乳幼児期の教育・保育の質的向上を図ります。</p>
2	<p><b>子育ての経済的負担の軽減</b> [子ども総合プラン第2章2]            保育料軽減対策等の継続や、国の制度に基づく各種手当の適切な支給を実施するほか、低所得世帯に対し、保育料以外の日用品や文房具等の購入費用や行事参加費用等の一部を補助します。</p>
3	<p><b>地域全体で子育てを支える環境づくり</b> [子ども総合プラン第2章3]            あおもり親子はぐくみプラザと地域子育て支援センターが中心となり、認定こども園・幼稚園・保育所などとの地域のネットワークの構築を進めるなど、子育て支援のネットワークづくりを行うとともに、あおもり親子はぐくみプラザなどでの各種講座の開催や、子育て中の親同士の交流の場を設けるなど、子育て相談、親子交流の場を提供します。</p>

2 令和4年度の取組状況	
1	<p><b>乳幼児期の教育・保育の充実</b>            ・待機児童の発生防止 児童福祉施設整備費補助金交付施設数：2箇所（R3：1箇所）            ・教育・保育の質の向上 青森市私立幼稚園協会開催の研修開催回数：7回（R3：8回）            教育・保育施設職員研修開催回数：2回 ※R3年度はコロナの影響により中止</p>
2	<p><b>子育ての経済的負担の軽減</b>            ・保育料軽減率（国基準比）：23.06%軽減（R3：27.31%軽減） 軽減対象者数：28,672人（R3：29,204人）            ・児童手当支給額計：3,076,115千円（R3：3,209,490千円）            児童手当支給人数：延べ280,839人（R3：延べ294,244人）            ・子どもへの医療費助成 受給者数：延べ24,205人（R3：延べ24,976人） 助成金額690,583千円（R3：740,800千円）            ・実費徴収額補足給付事業補助金申請者数：0人（R3：0人） ※R3,4年度は申請なし</p>
3	<p><b>地域全体で子育てを支える環境づくり</b>            ・子育て支援のネットワークづくり 各地区社会福祉協議会毎の地区カルテ作成            ・地域における子育て支援 あおもり親子はぐくみプラザ利用者数：9,294人（R3：2,885人）            地域子育て支援センター利用者数：7,406人（R3：8,799人）            つどいの広場「さんぼぼ」利用者数：10,634人（R3：8,679人）            子育てひろば開催回数：1回（R3：2回）</p>

目標とする指標	指標の説明	単位	現状値	R3年度実績値	R4年度実績値	R5年度目標値	達成状況
待機児童数	待機児童数が一番多い月の人数	人	72 (H29年度)	0	0	0	目標値達成

3 令和5年度の取組と今後の課題等	
1	<p><b>乳幼児期の教育・保育の充実</b>            ≪令和5年度の取組≫            乳幼児期の教育・保育については、青森市子ども・子育て支援事業計画に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所等による教育・保育や病児保育・一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業に取り組んだ結果、令和4年度も年間を通じて待機児童ゼロを達成しており、今後も需要に応じた教育・保育の提供体制を確保していきます。また、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会等を通じ、教育・保育の質の維持・向上に取り組めます。</p> <p>≪課題等≫            ・国の「子ども未来戦略方針」では、幼児教育・保育の質の向上を図る観点から保育士等の配置基準や処遇改善、全ての子育て家庭を対象とした「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設などの施策を掲げており、本市においても国の動向を踏まえ、スピード感を持って対応していく必要があります。</p>
2	<p><b>子育ての経済的負担の軽減</b>            ≪令和5年度の取組≫            国の制度に基づく各種手当の支給に加え、保育所等の保育料の独自軽減や、子どもへの医療費助成の取組を継続します。低所得世帯を対象とした実費徴収額補足給付事業については、利用者が少ないことから、保育所等に対して実施要綱を配付するなど、事業の周知を図り利用者の増加を目指します。</p> <p>≪課題等≫            ・国の「子ども未来戦略方針」では、こどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての児童手当の拡充を掲げており、本市においても国の動向を踏まえ、スピード感を持って対応していく必要があります。</p>
3	<p><b>地域全体で子育てを支える環境づくり</b>            ≪令和5年度の取組≫            地域子育て支援連絡協議会や地区連絡会の開催等により、地域における子育て支援のネットワークの推進を図ります。また、地域福祉を支えるため、子育て支援等の自分の活動できる分野ごとに支援を実施する地域福祉サポーターの増加を目指します。子育て親子の相談や交流の場の提供については、地域子育て支援拠点において親子交流等の場の提供や子育て相談、子育て講座を開催します。</p> <p>≪課題等≫            ・地域における子育て支援を推進するため、地域子育て支援拠点(あおもり親子はぐくみプラザ、地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぼぼ」)の活動の充実及び周知を図るほか、身近な地域で子育て支援活動を行う青森市子育て応援隊を育成する必要があります。            ・地域福祉サポーターの新規登録者確保のため、青森市ボランティアポイント制度の周知強化に取り組む必要があります。</p>

1 主な取組
<p><b>1 障がいのある子どもなどへの支援の充実</b> [子ども総合プラン第4章1] 障がいの早期発見、早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、ライフステージに応じた日常生活上の支援、保育や教育の実施など成長段階に応じた相談・支援により生涯を通じた切れ目のない総合的なサービス提供に努めます。</p> <p><b>2 ひとり親家庭などへの支援の充実</b> [子ども総合プラン第4章2] ひとり親家庭等の自立に向け、様々な支援事業情報の提供、相談体制の強化を図るほか、経済的に自立した生活ができるよう技術習得等の就業支援を行います。</p> <p><b>3 子どもの貧困対策の推進</b> [子ども総合プラン第4章4] 家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけでなく、日常的な生活支援や、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりなどにつながる支援などの教育の支援を行います。また、すみれ寮の活用や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談などの生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、保育料軽減対策の継続などの経済的支援を行います。</p> <p><b>4 様々な環境にある子どもや家庭への支援</b> [子ども総合プラン第4章5] ひきこもりなど困難を有する子ども・若者の育成支援の充実を図るため、教育、福祉、保健、医療、雇用などさまざまな分野の機関で構成する「青森市子ども・若者支援地域協議会」や青森県が設置した「ひきこもり地域支援センター」などと連携を図るとともに、相談会や講習会の開催など、ひきこもり当事者やその家族への支援と理解を深めるための取組を実施します。</p>

目標とする指標	指標の説明	単位	現状値	R3年度実績値	R4年度実績値	R5年度目標値	達成状況
母子・父子自立支援員による相談件数	母子・父子自立支援員による母子・父子家庭及び寡婦の身上相談件数	件	1,729 (H26年度)	1,982	1,608	2,087	77.0%

2 令和4年度の実績状況
<p><b>1 障がいのある子どもなどへの支援の充実</b> ・乳幼児健康診査受診率：①4か月児 99.4% (R3：97.1%) ②7か月児 98.5% (R3：99.0%) ③1歳6か月児 98.2% (R3：96.6%) ④3歳児 99.4% (R3：95.6%) ・障害児等療育支援事業利用件数：515件 (R3：437件) ・療育相談事業 利用者数：14人 (R3：13人) 相談件数：延べ20件 (R3：15件) ・児童発達支援・放課後等デイサービス施設数及び利用者数：81箇所、16,435人 (R3：67箇所、12,735人) ・医療的ケア児支援の連携に係る会議の開催：4回 [協議の場2回、庁内連絡会議2回] (R3：4回[協議の場3回、庁内連絡会議1回])</p> <p><b>2 ひとり親家庭などへの支援の充実</b> ・母子・父子自立支援員による相談件数：1,608件 (R3：1,982件) ・母子福祉資金貸付件数：32件 (R3：52件) 寡婦福祉資金貸付件数：0件 (R3：0件) ※R3,4年度は申請なし 父子福祉資金貸付件数：4件 (R3：4件) ・ひとり親家庭等医療費助成事業 受給者数7,631人 (R3：8,024人) 助成金額：185,562千円 (R3：197,321千円)</p> <p><b>3 子どもの貧困対策の推進</b> ※別紙「青森市における子どもの貧困に関する指標」参照</p> <p><b>4 様々な環境にある子どもや家庭への支援</b> ・性的マイノリティにじいる電話相談件数：300件 (R3：293件) ・青森市子ども・若者支援地域協議会における「ひきこもりに関する相談会」の開催回数：4回 (R3：3回)</p>

3 令和5年度の実績と今後の課題等
<p><b>1 障がいのある子どもなどへの支援の充実</b> 《令和5年度の実績》 乳幼児健康診査や療育相談等により、発達障がいや情緒障がいなどの障がいの早期発見・早期療育に努めるほか、障がいのある子どもがいる世帯に対しては、福祉サービスや施設利用について、関係機関と連携しながら寄り添った支援を行います。 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを必要とする医療的ケア児については、庁内の連携に係る庁内連絡会議や広域連携に係る協議の場を開催し、行政はもとより地域とのつながりをもち、切れ目のない支援を図ります。また、医療的ケア児を受入れ、医療的ケアに従事する看護師等を加配している保育所等へ補助金を交付することにより、医療的ケア児の受入れ施設を支援し、対象施設の拡充を図るほか、小・中学校においても、看護師等の配置や校内の環境整備等を行います。 《課題等》 ・障がいのある子どもが増加傾向にあり、特に医療的ケア児への切れ目のない支援の提供体制の整備が求められています。障がい福祉計画第7期計画の策定の中で、必要なサービスについて検討していくこととしています。 ・障がいのある子どもについては、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障がいのある子どもも放課後児童会や児童館等を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める必要があります。</p> <p><b>2 ひとり親家庭などへの支援の充実</b> 《令和5年度の実績》 ひとり親家庭等の自立に向け、相談体制や就業支援の充実を図るとともに、貸付資金制度や医療費助成による経済的支援を行います。 《課題等》 ・母子・父子自立支援員による相談件数は、支援員の欠員（1人体制）により、R4実績値は1,608件となっています。（現在は欠員が解消。2人体制） ・ひとり親家庭の自立を促進する環境整備を進めるとともに、ひとり親家庭等が抱える課題を支援するための体制を整える必要があります。</p> <p><b>3 子どもの貧困対策の推進</b> 《令和5年度の実績》 子どもの貧困対策に当たっては、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4項目についての施策を推進することにより、子どもの貧困に関する指標が改善されることを目指します。 《課題等》 ・ひとり親家庭の自立と子育て支援は、子どもの貧困対策として喫緊の課題であり、ひとり親家庭の自立を促進する環境整備を進めるとともに、ひとり親家庭等が抱える課題を支援するための体制を整える必要があります。（上記2再掲） ・本市における子どもの貧困に関する指標のR4年度実績は、14指標（No.1～No.9、No.11～No.17）中、13指標が改善しています。</p> <p><b>4 様々な環境にある子どもや家庭への支援</b> 《令和5年度の実績》 ひきこもりについては、青森市子ども・若者支援地域協議会において、ひきこもりに関する民間団体の代表者から意見を伺うなど、行政と民間団体が連携し、ひきこもりの相談・支援に取り組みます。 《課題等》 ・社会的養護が必要な子どもやひきこもりなど、様々な環境にある子どもたちに対して、適切な支援を行う必要があります。 ・性的マイノリティについての理解が十分ではないため、性的マイノリティの方々に対し、人権尊重と多様性の観点から配慮する必要があります。</p>

1 主な取組	
1	<b>権利侵害からの救済</b> 〔子ども総合プラン第1章3〕 子どもの権利侵害を未然に防止するため、子どもたちの悩みや困っていることなどについて気軽に相談できるよう、「青森市子どもの権利相談センター」の普及啓発を図ります。
2	<b>いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消</b> 〔子ども総合プラン第3章2〕 いじめの早期発見・早期対応に向けた取組や不登校児童生徒の解消に向けた取組、体罰の調査と体罰を受けた児童生徒の心のケア、子どもや保護者に対する相談窓口等の周知を実施するほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びカウンセリングアドバイザーを配置・派遣します。
3	<b>児童虐待防止に向けた支援の充実</b> 〔子ども総合プラン第4章3〕 児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のため、各種健康診査時におけるきめ細かな保健指導や健康相談の実施、支援が必要な家庭の訪問を実施します。 また、児童相談所などの関係機関と連携し、子どもの保護・支援や保護者の支援を実施します。
4	<b>犯罪被害から守る活動の促進</b> 〔子ども総合プラン第5章1〕 小学校における防犯教室及び中学校における薬物乱用防止教室を開催するとともに、指導者の資質向上を図るため、学校の教員を対象とした防犯や応急処置などの研修を実施します。
5	<b>有害情報や非行から守る取組の充実</b> 〔子ども総合プラン第5章1〕 子どもを有害情報や非行から守るため、インターネット上の有害情報把握のためのネットパトロールや学校及び家庭における情報モラルに関する指導の支援、インターネットのフィルタリング等の普及・啓発に取り組みます。 また、少年指導委員などによる巡回・街頭指導、有害図書などの見回り活動に取り組みます。

2 令和4年度の取組状況	
1	<b>権利侵害からの救済</b> ・青森市子どもの権利相談センターの普及啓発活動 各学校に対するリーフレット・チラシ・携帯カードの配付やポスター掲示、広報あおもり・市ホームページへの掲載等 ・青森市子どもの権利相談センターへの相談者数等 相談者数：71人（R3：70人） 相談件数：延べ248件（R3：延べ317回） 調整活動：28回（R3：30回）
2	<b>いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消</b> ・いじめ認知件数〔R3〕小学校：1,237件 中学校：393件（〔R2〕小学校：741件 中学校：216件） ・不登校児童生徒数〔R3〕小学校：143人 中学校：292人（〔R2〕小学校：101人 中学校：219人） ・スクールカウンセラー配置校数：小学校42校/42校、中学校19校/19校（R3：小学校43校/43校、中学校19校/19校） ・学校訪問において小・中学校を訪問する指導主事人数：延べ630人（R3：延べ395人）
3	<b>児童虐待防止に向けた支援の充実</b> ・子ども家庭総合支援拠点（あおもり親子はぐくみプラザ）における児童虐待相談件数：72件（R3：83件） ・要保護児童対策地域協議会における会議：個別ケース検討会議40回、実務者会議6回、庁内ネットワーク会議6回（R3：個別ケース検討会議31回、実務者会議6回、庁内ネットワーク会議6回）
4	<b>犯罪被害から守る活動の促進</b> ・薬物乱用防止教室の開催：小学校42校/42校、中学校19校/19校（R3：小学校43校/43校、中学校19校/19校） ・学校支援協議会による情報共有会議開催回数：1回（R3：1回）
5	<b>有害情報や非行から守る取組の充実</b> ・ネットパトロールによる情報を学校に提供した件数：328件（R3：39件） ・児童生徒、保護者及び地域住民等を対象にした情報モラル教室の実施校数 小学校42校/42校、中学校19校/19校（R3：小学校43校/43校、中学校19校/19校） ・街頭指導回数：139回（R3：33回）

目標とする指標	指標の説明	単位	現状値	R3年度実績値	R4年度実績値	R5年度目標値	達成状況
青森市子どもの権利相談センターへの相談者数	子どもの救済機関である「青森市子どもの権利相談センター」への相談者数	人	105 (H29年度)	70	71	105	67.6%
いじめ解消率	認知したいじめが解消した割合	%	小：96.7 中：96.4 (H26年度)	小：75.2 中：79.7	11月公表	小：100.0 中：100.0	小：75.2% 中：79.7%
不登校から復帰した児童の割合	不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合	%	小：48.0 中：33.8 (H26年度)	小：21.0 中：47.6	11月公表	小：48.0 中：41.1	小：43.8% 中：目標値達成

3 令和5年度の取組と今後の課題等	
1	<b>権利侵害からの救済</b> 《令和5年度の取組》 子どもの権利侵害を未然に防止するため、学校を通じたリーフレット・チラシ等の配付や市ホームページへの関連記事の掲載等、様々な手段・機会を活用することにより、「青森市子どもの権利相談センター」の効果的な普及啓発活動に取り組みます。 《課題等》 ・青森市子どもの権利相談センターへの相談者数は、目標値105人に対し、R4年度71人と、R3年度と同程度であり、気軽に相談できる場として認知度は上がっていることがうかがえます。 ・今回のプラン見直しに伴い、子どもの権利相談センターの認知度について、アンケートを実施することとしており、その結果等を踏まえつつ、今後の取組について議論していく必要があります。
2	<b>いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消</b> 《令和5年度の取組》 いじめ問題については、学校全体の組織的な取組とすることや、保護者や学校がいじめ問題について一緒に学ぶ勉強会を開催するよう指導・助言します。また、いじめの認知に係る標準指針に基づき、各校において管理職やいじめ防止推進教師、生徒指導主任・主事等を中心に積極的かつ適切ないじめ認知を行うよう、研修講座や学校訪問等で指導します。研修講座については、いじめに特化した研修講座を開催するとともに、夢や志をもち挑戦できる生徒の育成を目指し、道徳、特別活動、ボランティア、文化芸術、スポーツ活動などを活用した教育活動を推進していきます。 《課題等》 ・喫緊の課題であるいじめ・不登校・虐待等については、多様な事案について適切に対応できるよう教職員の指導力や家庭教育力の向上及び関係機関との連携の強化を図る必要があります。
3	<b>児童虐待防止に向けた支援の充実</b> 《令和5年度の取組》 子育て相談や訪問指導等により児童虐待等の発生予防や早期発見・早期対応に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関等による情報の共有や支援内容の協議を行うほか、児童相談所等の関係機関と連携し、子どもや保護者への適切な支援に努めます。 また、民生委員・児童委員や主任児童委員、教職員、介護等の関係機関を対象としてヤングケアラーの支援のための研修を行います。 《課題等》 ・児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携して支援を行う必要があります。 ・児童福祉法の改正により、市町村において子ども家庭総合支援拠点と母子健康包括支援センターの機能を維持し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされています。
4	<b>犯罪被害から守る活動の促進</b> 《令和5年度の取組》 小学校における防犯教室や不審者対応避難訓練、中学校における薬物乱用防止教室を開催するとともに、指導者の資質向上を図るため、学校の教員を対象とした防犯や応急処置等の研修を実施します。また、少年指導員による街頭指導、地域安全マップの見直しなど、子どもを地域全体で犯罪被害から守る体制の充実に努めます。 《課題等》 ・現在行っている避難訓練や不審者対応訓練、また、薬物乱用防止教室等について、関係機関等と連携しながら、より一層充実した内容にしていく必要があります。
5	<b>有害情報や非行から守る取組の充実</b> 《令和5年度の取組》 子どもたちが利用するスマートフォンや携帯電話、インターネットの使用に関し保護者の意識が高まっていることから、フィルタリング等の未然防止策を中学校の新入生説明会に加え、小学校でも新入学児童の保護者・児童を対象に説明するなど、今後も情報提供や啓発活動等に努めます。また、少年非行の未然防止のため少年指導委員による街頭指導を継続するほか、警察等の関係機関と連携し非行や有害図書等から子どもを守る取組を実施します。 《課題等》 ・インターネットの利用が低年齢化してきていることなどから、子どもを有害情報から守るため、家庭との連携を図り、指導を充実させていく必要があります。 ・青少年の健全育成を図ることを目的に事業を実施している「青森市青少年育成市民会議」の活動を支援していますが、他の団体と連携するなど活動の充実に努めていく必要があります。